

質問13 「協会員＝士会員」への取り組みについて

(該当箇所: p.51、2020年度事業計画、7. 法人の管理と運営における取り組み)

「協会員＝士会員」を目指したいとする協会の方針に賛成の立場ですが、1点気になることがあり、意見です。

47 都道府県士会の各法人格として現在「公益社団法人格」をなす県士会と「一般社団法人格」をなす県士会と、多くはこの2つに分かれていると思います。それぞれの団体は法人格こそ違いますが、共通して取り行われていると思われる事業は「会員の質の向上を通して市民の健康増進等の利益をなす」ためにそれぞれの構成員である「士会員」はそれぞれの各県士会の事業計画に基づき事業を執行している点といえるでしょう。この点は47 都道府県士会やOT協会も同様だと思います。

しかしここからです。すでに「公益法人格」をなしている県士会の事業計画及び予算の内容は厳密に「公益目的事業比率が全事業の50%以上」となっておりますので公益法人格をもつ「士会員」は「公益目的事業比率が50%以上である団体の構成員」として市民の利益を第一とする事業主体の団体構成員＝士会員として価値観もそこにあると思います。具体的には定款や事業計画等からも読み取れますが、共益事業などのいわゆる会員向けの研修会等事業以上に公益目的事業が主体となっております。

すなわち、このようにOT協会が目指す「協会員＝士会員」としながらも、各構成団体である法人格の違い(そこから生じてくる士会員としての価値観・会としての目的や目標など)を埋める議論が十分にされてきたのかという点が気になっております。今のままですと、厳密には協会員＝士会員にはなれないと思います。特に、すでに公益社団法人を取得した構成員の価値観と一般社団法人のままの団体の構成員との価値観は、これは各団体の特徴の差異となりますので、どちらが正しいとかそういうことでなしに、差異は生まれます。これはいか仕方ないと思います。

そこで、「協会員＝士会員」を賛成とする立場からの発言になりますが、2020年度OT協会議案書の資料(代議員にはメールで送られてきたPDFの中から・資料2:2019年度事業評価2)「2019年度(一社)日本作業療法士協会事業のまとめ(作業療法5ヵ年戦略対応事業):法人の管理と運営:法人の庶務に関すること」を見ますと、「公益認定を受ける条件となる環境整備を進める」の項目の中で、「安定した予算執行ができる状態になることが公益法人会計の必要条件」と書かれており、確かにその通りと私も思うのですが、こうゆう話をするとうどうしても「予算」に目が行きがちです。しかし大切なのは「内容(事業計画)」だと思います。例えば、OT協会の公益目的事業比率(ならびに公益目的事業内容)を毎年、公開するのはいかがでしょうか。すると「協会員＝士会員(一般社団法人格・公益社団法人格ともに)」が共有の物差し(公益目的事業を主とする団体を目指している)を持つこととなりますので、構成員としての価値観も＝(イコール)になりやすいと思います。また現在、議案書等OT協会で公開されている事業内容は「公的目的事業と共益事業」が混在している印象があります。今後、この点も整理して頂きたい。

回答

ご意見ありがとうございます。

医療専門職の職能団体は、一般社団法人か公益社団法人かの別を問わず、自らの専門性とその社会的な責務を深く自覚するならば、おのずと、ご指摘のような「会員の質の向上を通して市民の健康増進等の利益をなす」という事業構造をとることになります。この事業構造は明らかに間接

公益的であるのですが、だからといって、それを理由に公益認定が受けられないわけではないことは既に多くの公益社団法人が示しているとおりであり、全般的に見て、公共の福祉のために作業療法士へ行う活動が公益目的事業として認定される可能性は比較的高いと考えています。

現今の公益法人制度において、行政は間接公益的な事業を公益目的事業として認めない立場を取っています。他方、直接公益と間接公益の具体的な境界線について、行政はどの団体にも一律の線引きを行っているわけでもないようです。究極の直接公益事業は国民や市民に対する直接的な活動に限定されると思いますが、実際の公益認定審査を受ける際には、個々の事業内容とその公益性をより広く捉え、行政に対し明快で詳細な説明を行うことが必要になると思います。

以上のように、当協会も都道府県士会も、作業療法士の職能団体であるからには、団体の目的、事業構造、事業の柱などの基本的な部分で軌を一にしており、公益認定を受けているかいないかによってその価値観が根本的に異なるとは考えておりません。

むしろ「協会員＝士会員」の実現という観点から申しますと、協会と都道府県士会は、果たすべき役割という点では明らかに異なっていると考えています。士会は、会員や国民に近い都道府県という場で活動し、実績を示していくことが課題であるのに対し、協会は全国組織として国や他団体と交渉し、また士会の活動を支援するなどして、全体的な制度やインフラの整備に努めることが重要な役割でしょう。これは車の両輪で、どちらか一つだけでは成り立たず、両者相まって有機的にかみ合うことによって初めて真に国民に寄与することができます。作業療法士の職能団体として目指す目的や事業構造は一致していますが、現実に果たすべき役割が異なるからこそ、協会と士会の両方に所属することに意味があります。「協会員＝士会員」を実現するために必要なのは、法人格の違いを埋めることではなく、むしろ協会と士会の役割の違いを自覚しつつ、その両面において一人一人の会員がご自分の職場、地域、士会、協会等の場で力を発揮することではないかと思います。